

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|-----------|-------------------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----------------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 令和4年度浦添北道路資材ヤード(港川地区) 土地使用料 令和4年4月1日～令和5年3月31日 役務の提供等 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 那覇市港町2-8-14 | 令和4年4月1日 | 浦添市長 沖縄県浦添市安波茶1-1-1 | 1000020472085 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 | — | 3,368,080 | — | — | — | — | — | 契約金額は浦添市条例に基づく |
| 令和4年度宮城平田原遺跡埋蔵文化財発掘調査業務 令和4年4月1日～令和5年3月31日 役務の提供等 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 那覇市港町2-8-14 | 令和4年4月1日 | 沖縄県知事 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 | 1000020470007 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 80,696,000 | 80,696,000 | 100.0% | — | — | — | — | |
| 令和4年度那覇西道路換気塔点検管理 令和4年4月1日～令和5年3月31日 役務の提供 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 那覇市港町2-8-14 | 令和4年4月1日 | 那覇港管理組合 沖縄県那覇市通堂町2番1号 | 8000020478431 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 5,253,600 | 5,253,600 | 100.0% | — | — | — | — | |
| 令和4年度沖縄都市モノレール自由通路等維持管理業務 令和4年4月1日～令和5年3月31日 役務の提供 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 那覇市港町2-8-14 | 令和4年4月1日 | 沖縄都市モノレール(株) 沖縄県那覇市宇安次嶺377-2 | 4360001000447 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 25,476,000 | 25,476,000 | 100.0% | — | — | — | — | |
| 令和4年度沖縄都市モノレール分岐器修繕委託 令和4年4月12日～令和5年3月31日 役務の提供等 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 那覇市港町2-8-14 | 令和4年4月11日 | 沖縄都市モノレール(株) 沖縄県那覇市宇安次嶺377-2 | 4360001000447 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 53,526,000 | 53,526,000 | 100.0% | — | — | — | — | |
| 令和4年度用地買収等のための不動産鑑定評価業務 令和4年4月13日～令和5年3月31日 役務の提供等 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 那覇市港町2-8-14 | 令和4年4月12日 | 株式会社仲本不動産鑑定研究所 沖縄県那覇市久茂地1丁目4番15号 | 6360001001591 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争方式) | 2,912,800 | 2,912,800 | 100.0% | — | — | — | — | 単価契約 |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。